

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

(株) 西日本技建

指名停止措置業者の住所

大分県大分市下郡北 2 - 4 - 3 0

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 1 1 月 2 6 日から令和 6 年 1 2 月 2 5 日まで (1 か月間)

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当

4. 指名停止措置理由

元請業者から受注した公共工事 1 件及び民間工事 2 件 (いずれも塗装工事) において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 6 年 1 0 月 1 5 日、大分県知事から指示処分を受けたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)